

## 徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部改正（案）について

### 1 徳島県計量器出張検定等経費徴収規則について

計量法に基づき徳島県立工業技術センター以外の場所で検定等を行う場合に、検定等を受けるものに対して徴収する経費の額を定めています。

### 2 規則改正の理由

社会情勢の変化に伴い、検査用具の運搬に要する経費について、応分の負担をしていただくため、本規則の改正を行います。

### 3 規則改正の概要

別表（第二条関係）の検査用具の運搬に要する経費について、次のとおり改正します。

（現 行）

- |   |
|---|
| 一 五百キログラム以上の分銅を使用する場合<br><u>走行距離に、走行距離一キロメートルにつき百円を乗じて得た額。ただし、その額が四千円に満たない場合は、四千円とする。</u> |
| 二 一以外の場合<br>走行距離に、走行距離一キロメートルにつき五十円を乗じて得た額  |

（改正案）

- |  |
|--|
| 一 五百キログラム以上の分銅を使用する場合<br><u>当該用具の運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）</u> |
| 二 一以外の場合<br>走行距離に、走行距離一キロメートルにつき五十円を乗じて得た額   |

ただし、緩和措置として、令和8年4月1日からの施行とし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間は、「当該用具の運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額を三で除した額（その額に十円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」とします。

### 4 施行期日

- ・令和8年4月1日より施行する。
- ・所要の経過措置を講ずる。